

「Hospital eye」利用約款

「Hospital eye」利用約款(以下「本利用約款」という。)は、メディカル・データ・ビジョン株式会社(以下「当社」という。)が「Hospital eye」として提供する各種サービスについて適用される。

第1条(定義)

1. 本利用約款において「本ソフトウェア」とは、「Hospital eye」のことをいう。
2. 「本サービス」とは、本件ソフトウェアのインターネット回線を介してのサービス利用のことをいう。
3. 「サービス利用者」とは、当社と本利用約款に合意の上、「Hospital eye」を利用する医療機関のことをいう。
4. 「本データ」とは、サービス利用者が提供する DPC データである E ファイル(入院・外来)、F ファイル(入院・外来)、様式 1 データをいう。

第2条(サービスの提供)

1. 当社は本利用約款の条項に基づき、サービス利用者に対し本サービスを提供する。
2. 本サービスの項目は以下の通りとする。以降の条項にて詳述する。
 - (1) 本ソフトウェアの使用許諾
 - (2) 本サービスに参加している医療機関のベンチマーク情報の提供
 - (3) 本サービスに関する保守

第3条(本ソフトウェアの使用許諾)

1. 当社は本利用約款の条項に基づき、サービス利用者に対し本ソフトウェア及び本ソフトウェアに含まれる著作権の非独占的な使用を許諾し、サービス利用者はこれを日本国内において非独占的に使用し、その利用料を支払うものとする。
2. サービス利用者は当社の事前の書面による承諾がない限り、本ソフトウェアに関する著作権その他一切の権利を第三者に対して実施又は利用を許諾してはならない。
3. 第三者が従前から有していた権利を除き、本ソフトウェアに関する発明、ノウハウ、プログラム、特許権、著作権その他一切の知的財産権は当社に属し、本利用約款によってサービス利用者又は第三者へ移転するものではない。

第4条(本サービスの保証)

当社は、サービス利用者が当社の必須環境(別紙 1)において利用した場合、「Hospital eye サービス仕様」(別紙 1)どおりの性能を有することを保証する。但し、当社の責めに帰さない事由により本サービスの提供ができない場合を除く。

第5条(ベンチマーク情報の提供)

1. 第 12 条及び第 13 条にて定める本データ利用許諾に基づき、サービス利用者は本データを当社に提供し、当社はベンチマーク情報をサービス利用者へ提供する。
2. サービス利用者は自らの責任を持って、本データにおける個人やサービス利用者を特定する情報を削除し、当社に提供する。

第6条(本サービスに関する保守)

1. 当社は本利用約款の条項に基づき、本サービスに関する保守(以下、「保守業務」という)を行うものとする。
2. 当社が実施する保守業務の範囲は、以下のとおりとする。
 - (1) 本データを提供したサービス利用者に対するベンチマーク情報の集計
 - (2) 本ソフトウェアの瑕疵の補修
 - (3) 当社が必要と判断する本ソフトウェアのバージョンアップ
3. 当社による保守業務の遂行は、当社が適当と認める方法によることとする。

4. 保守業務は、電話若しくは電子メールによる問い合わせ対応(対応時間は、当社の営業日の午前 10 時から午後 4 時までとする。)を原則とする。

第7条 (一時停止)

1. 当社は、本サービス利用期間中、本ソフトウェアに障害が生じたときは、速やかに復旧を行うものとする。
2. 当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、本サービスの提供を停止し、又は当社の判断により必要な措置を行うことができるものとする。
 - (1) 戦争、暴動、騒乱、停電、火災、地震、噴火、洪水、津波、官公庁からの命令又は、本サービスの提供に関わる電気通信事業者若しくはその他の者(以下、併せて「提携会社」とする)の労働争議等の不可抗力が発生したとき。
 - (2) 本サービスに、当社の過失なくして動作不具合が生じたとき
 - (3) 本サービスの更新、改良又は修正等を行う場合
 - (4) 本サービスに接続する提携会社等の電気通信設備その他の装置に動作不具合が生じたとき
 - (5) 法令等により政府機関又は本サービス用設備に接続する提携会社等が当社へのサービスの提供を中止又は中断した場合
 - (6) 法令等に基づき、災害の予防もしくは救援の必要があるとき、通信若しくは電力供給の確保の必要があるとき、又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために、緊急を要する通信を優先的に取り扱う必要があるとき
 - (7) 本サービス用設備の毎月のメンテナンス、保守又は工事上やむを得ないとき
 - (8) サービス利用者が本サービスの対価等の支払いを遅滞したとき
 - (9) サービス利用者が法令又は本利用約款に違反したとき
 - (10) その他、本サービスの運用上又は技術上の相当な理由があるとき
3. 当社は、前項の規定により本サービス停止をしようとするときは、あらかじめサービス利用者へに通知するものとする。但し、緊急やむを得ないときはこの限りではない。
4. 当社は、本条に基づき、当社の故意又は過失による場合を除き、当社が本サービスの提供を停止したこと、措置を行ったこと又はこれらの行為を行わないことによりサービス利用者へに生じた損害について一切の責任を負わないものとする。

第8条 (利用開始)

1. サービス利用者が本サービスの申込をし、当社がこれに承諾した場合、当社はサービス利用者に対して当社所定の登録完了後、ログイン ID およびパスワードを電子メールにより通知するものとし、通知日を利用開始日とする。
2. サービス利用者は利用開始日より本サービスを利用できるものとする。

第9条 (サービスの利用料)

1. 本サービスの利用料は、初期費用 500,000 円(消費税及び地方消費税等除く。)月額利用料 30,000 円(消費税及び地方消費税等除く。)とする。
2. 月額利用料は利用開始月の翌月より開始するものとする。

第10条 (利用料の支払い)

1. サービス利用者は当社に対し、当社の指定する方法にて利用料を支払うものとする。
2. 初期費用については、当社より発行した請求書で指定の銀行口座に、請求書発行月の翌月最終銀行営業日までに、サービス利用者の手数料負担にて振り込むことで支払うものとする。
3. 月額利用料については、利用月の翌月 23 日に、サービス利用者の指定の銀行口座より引き落としとする。

第11条 (利用期間)

1. 本サービスの利用期間は、利用開始日より 1 年間とする。
ただし期間満了の3ヶ月前までにサービス利用者又は当社から文書による別段の意思表示がない場合には、利用期間は自動的に1年間延長するものとし、以後同様とする。

2. サービス利用者が利用期間中に利用を終了させる場合、終了月の 3 ヶ月前までに当社宛に文書による申し出をするものとする。

第12条（本データの利用許諾）

1. 本データの所有権はサービス利用者へ帰属し、本データより作成するベンチマーク情報は当社へ帰属する。
2. サービス利用者は、当社が本利用約款に従って本データを利用することを非独占的に許諾する。
3. サービス利用者は、当月における本データを翌月 25 日までに当社へ提供するものとする。

第13条（利用許諾の範囲）

本利用約款に基づく本データの利用許諾の範囲は、本サービスにおけるベンチマーク情報の提供のための限定的な利用とする。但し、本利用約款以外の合意に基づき利用が許諾されている場合には、この限りではない。

第14条（本データの管理）

1. 当社は、以下に定める行為を行わない。
 - (1) 本データ又はその複製物を、譲渡、貸与、販売すること。
 - (2) 本データ又は複製物を、サービス利用者の事前承諾無く、第 13 条に定める範囲を超えて利用すること。
2. 当社は、以下に定める管理責任を負うものとする。
 - (1) 本データ及び複製物の管理責任者を定め、本利用約款の義務を遵守するものとする。
 - (2) データの改ざん、漏洩、無断の複写等を防止する適切な管理体制を保持するものとする。
 - (3) サービス利用者が当社へ本データを提供する際の暗号化ツールをサービス利用者へ提供するものとする。

第15条（禁止事項）1. サービス利用者は、事前に書面による当社の承諾がない限り、以下の事項を行ってはならない。

- (1) 本サービスをサービス利用者以外の目的に使用すること
 - (2) サービス利用者の役職員及び従業員（サービス利用者が監督・管理する派遣職員及び委託先事業者を含む）以外の第三者に本サービスを利用させること
 - (3) 当社の本サービスに係わる権利を譲渡すること
 - (4) 本ソフトウェアの使用権の譲渡又は再使用の許諾を行うこと
 - (5) 本ソフトウェアについて、複製、変更又は改作すること
 - (6) 本ソフトウェアの化体した物（算出した結果や機能画面など）、関連資料、マニュアル等の複製、複写、転写し第三者に開示、又は占有の移転
 - (7) 本ソフトウェアの算出ロジックなどの機密若しくは本ソフトウェアに起因する知識の漏洩を行うこと
2. サービス利用者が前項に反し、本サービスを不適切に使用した結果、サービス利用者又は第三者が被った損害について、当社はいかなる責任も負わないものとする。

第16条（免責）

1. 当社は、本サービスの提供に関し、次の各号に定めるいずれかの事由によりサービス利用者又はサービス利用者を含む第三者に生じた損害について一切の責任を負わないものとする。
 - (1) 当社から貸与する ID 及びパスワードがサービス利用者の故意又は過失により第三者に利用されたことにより生じた損害
 - (2) 前号の他、当社の責に帰すべからざる事由から生じた損害
2. 当社がサービス利用者へ提供するベンチマーク情報は、サービス利用者から提供された本データに基づくものであり、その情報の正確性または信頼性について独自の調査を行うものでない。

第17条（本サービス利用の解除）

1. サービス利用者及び当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、何ら催告を要せず本サービスの全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 法令又は本利用約款に違反し、かつ当該違反について相手方からその是正を求める通知を受領した後 30 日以内にそれを是正しないとき
 - (2) 監督官庁より営業許可の取消、営業停止等の処分を受けたとき
 - (3) 租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき、会社更生、民事再生、破産手続開始の申立を受けたとき、又は自らこれらの申立をしたとき
 - (4) 自ら振出し、又は引受けた手形又は小切手につき不渡りとなり、銀行取引停止処分を受けたとき、又は支払を停止したとき
 - (5) 解散、清算又は営業の全部若しくは重要な部分の譲渡を行うとき財産状態が悪化したとき、又はその恐れがあると認められる相当の理由があるとき
 - (6) 戦争、暴動、騒乱、停電、火災、地震、噴火、洪水、津波、労働争議その他不可抗力により本サービスの提供が困難であるとき
2. 前項の規定により本サービスを解除した場合において、相手方に損害を生じたときは、その損害を賠償しなければならない。損害額はサービス利用者及び当社にて協議して定めるものとする。

第18条 (本サービス終了後の対応)

1. サービス利用者は、いかなる理由であっても本利用約款が終了した場合、本利用約款において許諾されたすべての権利を失うものとし、以降当社は本サービスについての責任を負わないものとする。
2. 本サービス終了後、サービス利用者が提供した本データは削除するものとする。
3. 第3条4項、第16条、第19条、第22条、第23条は、本利用約款終了後も有効なものとする。

第19条 (解約料)

サービス利用者の都合及び重大な違反によりサービス利用期間途中で解除した場合、残日数の如何にかかわらず利用料の払戻はしないものとする。

第20条 (反社会的勢力の排除)

サービス利用者及び当社は、相手方が以下に該当する場合には、相手方に対して催告することなく本サービスを解除することができる。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体、関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等」という。)、公共の福祉に反する活動を行う団体、及びその行為者である場合、又は、反社会的勢力であった場合。
- (2) 自ら又は第三者を利用して、他方当事者の業務を妨害した場合、又は、妨害するおそれのある行為をした場合。
- (3) 自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いるなどした場合。
- (4) 自ら又は第三者を利用して、他方当事者の名誉、信用等を毀損し、又は、毀損するおそれのある行為をした場合。
- (5) 自ら又は第三者を利用して、自身や、その関係者が暴力団等である旨を関係者に認知させるおそれのある言動、態様をした場合。

第21条 (個人情報保護)

当社は、本利用約款による業務を処理するため個人情報を取扱うに当たっては、個人情報保護に関する法令を守らなければならない。

第22条 (機密保持)

1. 本利用約款において機密情報とは、本サービス利用期間中、本利用約款に関連して当事者の一方(以下、「被開示者」という。)が他の当事者(以下、「開示者」という。)から開示を受ける情報であって、開示の方法、形態及び媒体を問わず、機密であることを表示することにより開示される情報並びに本利用約款の内容をいう。

2. 次の各号に定める情報のいずれかに該当することを被開示者が書面により証明できる情報は、機密情報に含まれないものとする。
 - (1) 開示を受けた、または知得した時点で、すでに公知であった情報または被開示者が機密保持義務を負うことなくすでに知得していた情報
 - (2) 被開示者の責めに帰すべからざる事由により公知となった情報
 - (3) 被開示者が機密情報によらず独自に開発した情報
 - (4) 法令の適用によって開示義務のある情報
 - (5) 被開示者が正当な権限を有する第三者から機密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
3. サービス利用者及び当社は、開示者の書面による事前承認なしに、開示者の機密情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。万一、開示者の書面による事前承認なしに機密情報の開示又は漏洩があった場合は、直ちに書面をもって開示者に通知しその指示を受けるものとする。なお、この通知義務によって、第 5 項及び第 6 項に定める開示者の権利は一切損なわれない。
4. サービス利用者及び当社は、開示者の機密情報を本利用約款の履行に必要な場合を除き、その他のいかなる目的のためにも使用しないことに同意する。
5. 機密情報に関する一切の権利は、その機密情報の開示者に帰属するものとし、被開示者は開示者の著作権、工業所有権その他一切の権利を侵害してはならない。
6. 機密情報の開示者は、被開示者が本利用約款に違反した場合、又は被開示者の責任により第三者に機密情報を漏洩した場合は、被開示者に対して損害賠償を請求することができる。ただし、第 2 項に定めるものは、その限りではないものとする。
7. 第 2 項第 4 号に定める情報については、被開示者は、開示者が機密情報を保護するための手段がとれるように、機密情報の開示前に開示者に通知することに同意するものとする。
8. 本条項は、本利用約款を補完するものとしてその効力を有するものとする。

第23条 (損害賠償)

1. サービス利用者又は当社が、故意又は過失によって相手方に損害を与えた場合には、相手方は損害賠償を請求できる。
2. 当社はサービス利用者に対し、いかなる事由があっても既に支払いを完了した当該年度のサービス利用料の合計金額を超える損害賠償義務を負わない。

第24条 (利用約款の変更)

1. 当社は、当社の判断をもって、いつでも本利用約款を変更することができる。
2. 当社は、本利用約款を変更しようとする場合、本サービスに係るウェブサイトなどをもって、サービス利用者に対して告知する。
3. 前項に基づき本利用約款の変更を告知した日から、当社が定める期間以内に、サービス利用者より本サービスの利用中止の申し入れが無かった場合、サービス利用者は、当該変更に同意したものとみなし、以後、サービス利用者と当社との間において、変更後の本利用約款の効力が生じる。
4. サービス利用者は、当社による本利用約款の変更について、異議を述べることはできない。

第25条 (協議事項等)

1. 本利用約款の条項の解釈及び本利用約款に定めのない事項につき疑義又は紛争が生じた場合、サービス利用者及び当社は誠意をもって協議し解決するものとする。
2. 本利用約款に関する訴訟については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第26条 (附則)

本利用約款は 2016 年 8 月 1 日より実施する。

「Hospital eye」 必須環境

本サービスを快適にご利用いただくために、下記の環境をご用意ください。

これ以外の環境でご利用いただいた場合、画面が正常に表示されない、動作しない等の現象がおきることがあります。

必須環境	
OS	Windows Vista(SP2 バージョン以上) Windows 7 Windows 8/8.1 Windows 10
CPU/ メモリ	OS が快適に動作する環境
ブラウザ	Internet Explorer 11.x Firefox ESR 最新版 Google Chrome 最新版
その他	「Hospital eye」では、JavaScript を使用しているコンテンツがございます。 お使いのブラウザでJavaScript の設定を無効にされている場合、 正しく機能しない、もしくは正しく表示されないことがあります。 このため、ブラウザ設定でJavaScript の設定を有効にさせていただく必要がございます。
回線等	固定グローバルIP アドレスによりインターネットに常時接続が行なえる環境 (サービス利用者の契約のものに限る)

「Hospital eye」 サービス仕様

■ 診療単価

病院収入の内訳を可視化します。また他病院とも比較することができます。

可視化と他病院比較により経営改善の糸口を見つけることができます。

■ 病床機能

厚生労働省が定める4つの機能区分(高度急性期/急性期/回復期/慢性期)に自院の患者がどう対応するかを可視化します。さらに、将来的に必要となる病床数の目安を得ることができます。

■ 算定率

各種算定項目の算定率を可視化します。いかに算定率を上げていくか、院内の取り組みを考えるための指針となります。

算定率向上が意味するところは、医療の質向上と収入アップの同時実現です。

■ 様式1チェック

様式1ファイルの内容について、厚生労働省が定める形式通りに作成が出来ているかチェックします。

様式1ファイルの作成を強力に支援します。